

新日本石油精製株式会社水島発電所第 1 1 号ボイラーに係る
定期事業者検査時期変更承認について

平成 2 2 年 1 月 2 7 日
中国四国産業保安監督部

中国四国産業保安監督部は、新日本石油精製株式会社から同社水島発電所第 1 1 号ボイラーの定期事業者検査時期変更承認手続きが未実施である旨の報告を受けて、同社に対し当該ボイラーを速やかに停止するよう指示しました。（平成 2 2 年 1 月 7 日ホームページ掲載済）

その後、同社から定期事業者検査時期変更承認の申請があり、平成 2 2 年 1 月 1 3 日に立入検査を実施したところ、時期変更承認基準への適合状況及び設備の安全性について確認できたため、本日付けで時期変更を承認しました。

併せて、管理体制の強化などの再発防止対策及びその実施状況について報告書の提出があり、その内容は適切であると認められます。

（お問い合わせ先）

中国四国産業保安監督部 電力安全課

担当者： 片山、三浦

電 話： 0 8 2 - 2 2 4 - 5 7 4 2（直通）